

令和2年度

市民税・県民税の申告について

申告書の提出期限は3月16日(月)です

岩井会場の申告相談が
坂東市役所に変更となります

今年度の岩井会場の申告相談は、岩井公民館の改修工事にもとまない、市役所1階多目的ホールに変更となります。お間違えのないようご注意ください。

令和2年1月1日現在、坂東市に住所のある方は収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、令和元年中の所得などについての申告をお願いします。

申告相談の時に お持ちいただくもの

◆ご自身・扶養親族のマイナンバー(12桁)が分かるもの

※通知カードの場合は、顔写真身分証明書(運転免許証など)が必要となります。
◆印かん(シヤチハタ不可)

◆収入及び所得の分かるもの
○給与所得者及び年金所得者は、「令和元年度の源泉徴収票」(源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書または給与明細書)

○給与所得以外の方は、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの
※「収支内訳書」を必ず記入してご持参ください。

◆所得控除の分かるもの
○各種保険料(国民年金、生命、地震など)の控除証明書

○勤労学生、障害者控除を受ける際の必要書類(障害者手帳など)
○医療費控除の明細書または

医療保険者等が発行した医療費通知(医療費の領収書と保険金など補てんされる金額の分かるもの)

市民税・県民税申告書の 提出方法

◆申告相談会場に持参
◆課税課あてに郵送
〒306-0692
坂東市岩井4365番地

※申告書は課税課、さしま窓ロセンター及び申告相談会場にあります。

次に該当する方は市民税・県民税申告書の提出は不要です

◆所得税の確定申告書を提出する方

◆給与所得または公的年金所得のみの方(支払者が支払報告書を市役所に提出している方)。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告書の提出が必要となります。

申告相談会場のご案内

会場	受付日	受付時間
さしま窓口センター 2階 ☎0297(44)3022 (申告期間専用)	令和2年2月12日(水)	午前9時 ~11時
	2月14日(金)	
坂東市役所 1階多目的ホール ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	令和2年2月17日(月)	午後1時 ~4時
	3月16日(月) (土・日・祝日を除く)	

※地区にかかわらずどちらの会場でも申告することができます。
※混雑緩和のため、当日、整理券を配布します。ご理解とご協力をお願い致します。

申告相談会場に お越しの方へ

申告相談会場では、簡易な所得税の申告のみを受け付けています。過年分(平成30年分以前)の確定申告・青色申告・消費税・初年度の住宅借入金等特別控除な

どの申告がある方は、古河税務署に提出(郵送可)するか電子申告をご利用ください。

■お問合せ
古河税務署
〒306-0806
古河市北町5番2号
☎0280(32)4161